

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：嘉麻市地域防災計画、ハザードマップ)

当市は南部の嘉穂アルプスを源とする一級河川の遠賀川が南から北に流れ、当市の北部及び北西部に流域平野を形成しており、その平野部と支流域を中心に家屋倒壊等はん濫想定区域に指定されている。

近年では平成30年7月の豪雨で全壊2世帯、半壊8世帯、一部損壊9世帯、床上浸水29世帯、床下浸水19世帯と豪雨災害が発生している状況にある。

(土砂災害：嘉麻市地域防災計画、ハザードマップ)

当市は中山間地域を中心に地すべりや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害特別警戒区域が市内388箇所指定されている。近年では、平成30年7月の豪雨で土砂災害

(がけ崩れ)が99件発生している。発生した土砂災害の状況は、大部分ががけ崩れによるものである。また、近年はゲリラ豪雨など短時間で局地的に今までに経験したことがない降雨量を観測する状況もあることから、当市においても土砂災害の危険性が高まっている。

(地震：嘉麻市地域防災計画 地震災害)

当市では、「嘉麻市防災アセスメント調査報告書」(平成24年度、嘉麻市)において、嘉麻市に最も接近している西山断層南部を震源としてマグニチュード7.3を想定している。

また、地震ハザードステーションの防災地図(J-SHIS Map)によると、今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率は、6%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

当市は南部に古処・屏・馬見連峰、南東部に戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林を有し、馬見山を源流とする遠賀川をはじめとする河川が南北に流れ、当市の北部及び北西部に流域平野を形成し、全体の約72%が森林と耕作地である。林野面積が多くを占める当市においては、林野火災が発生すれば広範囲に被害が広がる可能性がある。近年の火災被害を見ると、平成29年5月28日に市内の産業廃棄物処理場で発生した火災では、林野焼損約1,800㎡を含む約7,000㎡が焼損し、鎮火に1か月近くを要した。

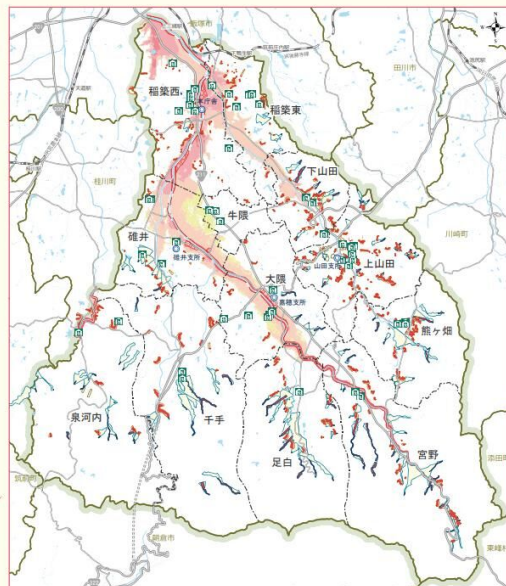
最近の住宅被害を見ると、平成30年7月の豪雨災害では土砂災害による重傷者1名、軽症者2名の人的被害と住家の床上浸水が26棟、床下浸水が20棟、全壊が2棟、半壊が7棟の被害を生じた。

(感染症)

新型インフルエンザは10年～40年周期で発生し、世界規模で大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

防災マップ(市全域)



各地区の詳細版は巻末にあります

0 0.5 1 2 3 4 5 km

(2) 商工事業者の状況

商工業者の状況	総数	内管轄数
当市商工業者総数	1,222社	
内当所 管轄商工業者数		330社
内当会 管轄商工業者数		892社
当市小規模事業者数総数	1,071社	
内当所 管轄小規模事業者数		320社
内当会 管轄小規模事業者数		751社

嘉麻市商工業者詳細

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	182	161	市内に広く分散している
製造業	115	74	市内に広く分散している
卸・小売業	373	325	商店街・旧商店街を中心に分散している
サービス業	306	281	市内に広く分散している
飲食業	138	134	市内に広く分散している
その他	108	96	市内に広く分散している
合計	1,222	1,071	

※商工業者数、小規模事業者数は当所（会議所地区）当会（商工会地区）について独自調査。
（令和7年4月1日現在）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・嘉麻市地域防災計画の策定（令和3年6月・令和7年6月改定）
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年10月・平成29年12月改定）

2) 当所、当会の取組

- ・各事業者自らが策定するBCPについての国・県・市等の施策等の情報提供
- ・福岡県火災共済協同組合・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社等の損害保険の周知等
- ・事業者に対する事業者BCP策定支援

II 課題

現状では、当市と当所と当会が連携して取り組んでいるが、平時・緊急時の対応を推進するノウハウや保険・共済に対する助言を行える人員が十分にいない等の課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗い、消毒の徹底、ソーシャルディスタンス遵守や、拡大時に備えてのマスク、消毒液等の衛生品備蓄、リスクファイナンスとしての保険の検討、必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当所・当会、当市間で被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症の国内発生、拡大、市内発生期に応じて、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所・当会・当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・令和3年に策定した「嘉麻市地域防災計画」や平成26年に策定した「嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当所・当会・当市の会報、広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこでも発生する可能性があり、感染状況も刻々と変わるため、小規模事業者にはデマに惑わされないよう、最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、最新の業種別ガイドラインに基づき、事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者に対しマスク・消毒液等の一定量の備蓄、オフィス・店舗内の換気、IT、テレワーク環境の整備するための情報および支援策等を実施する。

2) 当所、当会自身の事業継続計画の作成

- ・当所は令和3年2月に、当会は令和2年12月に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ福岡県火災共済協同組合やあいおいニッセイ同和損害保険株式会社所属専門家の派遣依頼を行い、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを実施する。また、事業者が現在加入している損害保険の契約状況確認を保険会社同席のもと行い、想定される災害への備えができていないかなどの再確認だけでなく、見直しもできる機会を創出する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。
- ・収束時期が予測しづらい感染症に関してはリスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・関係機関等の協力も得ながら、小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認を行っていく。このフォローアップをすすめることで、他事業者に対してのシナジー効果も期待できる。
- ・嘉麻市商工団体連絡会議（構成団体：当市、当所、当会）を最低年1回は開催し、小規模事業者の防災・減災についての状況確認や改善点など情報共有を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5以上の地震）が発生したと仮定し、当市・当所・当会の三者が即連絡が取れる体制となっているか連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後5時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当市と当所・当会で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、マスク着用等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当所・当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当市と当所・当会との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・震度4以上の地震、台風960h p以上、短時間大雨50ミリ以上の場合など気象庁等公的機関が発令する警報、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当市・当所・当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	災害状況に応じて随時情報共有

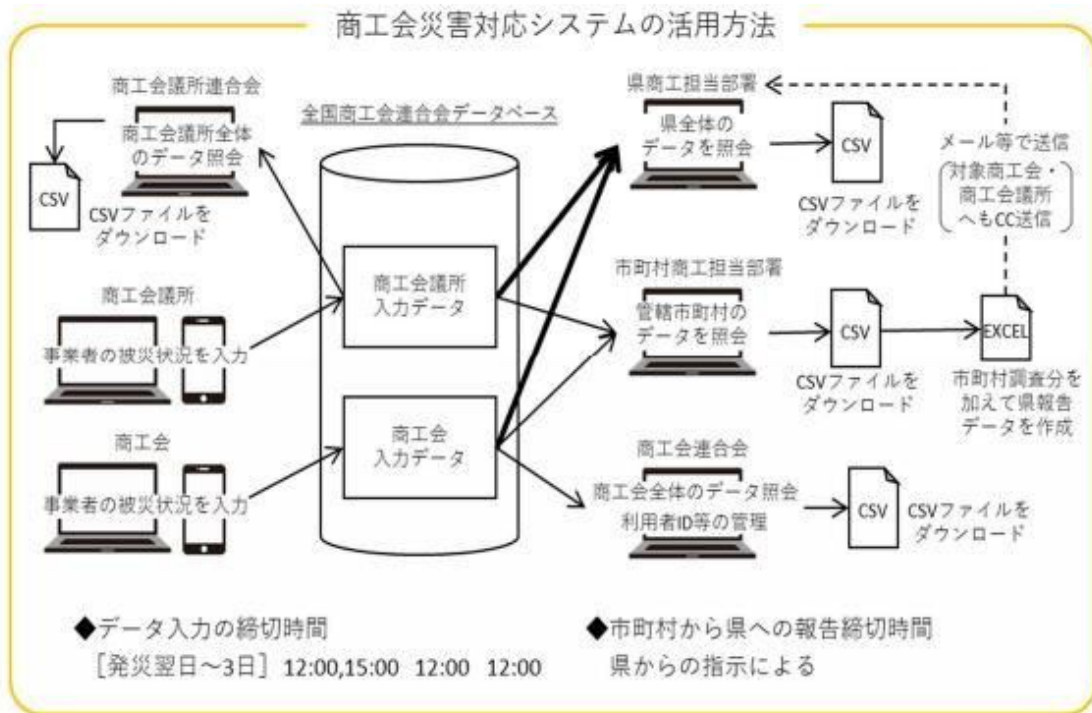
- ・当市で取りまとめた「嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

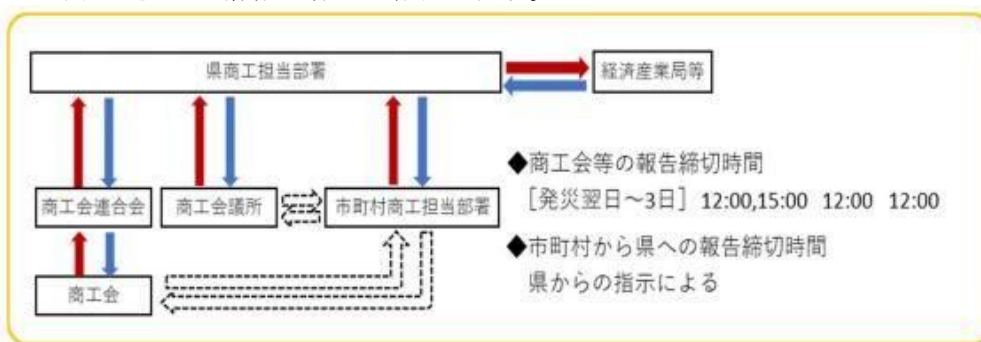
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当市と当所・当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当市と当所・当会が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当所・当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所・当会または当市より県へ報告する。
- ・当所・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当所と当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当所と当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興課経営支援係 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス kseizishian@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日

団体名：
記入担当者：

	被害箇所				被害状況		区分 (被害の程度)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、資料、機械の破損など、そのほか被害が及ぼした被害について）	
記入例	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	—	〇〇〇〇製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。発電機 2 台が利用できない状況。	<small>区分：1 軽微な被害 2 中等な被害 3 重大な被害</small>
	△△街△△街△△街	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。花澤商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前頁までに記載済みの箇所は削除せずに、重複情報を追加していただく。 ※掲載が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に印刷済みの様式集を印刷済みであっても、その後の被害で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて印刷をお願いします。

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所と当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受けている、またその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

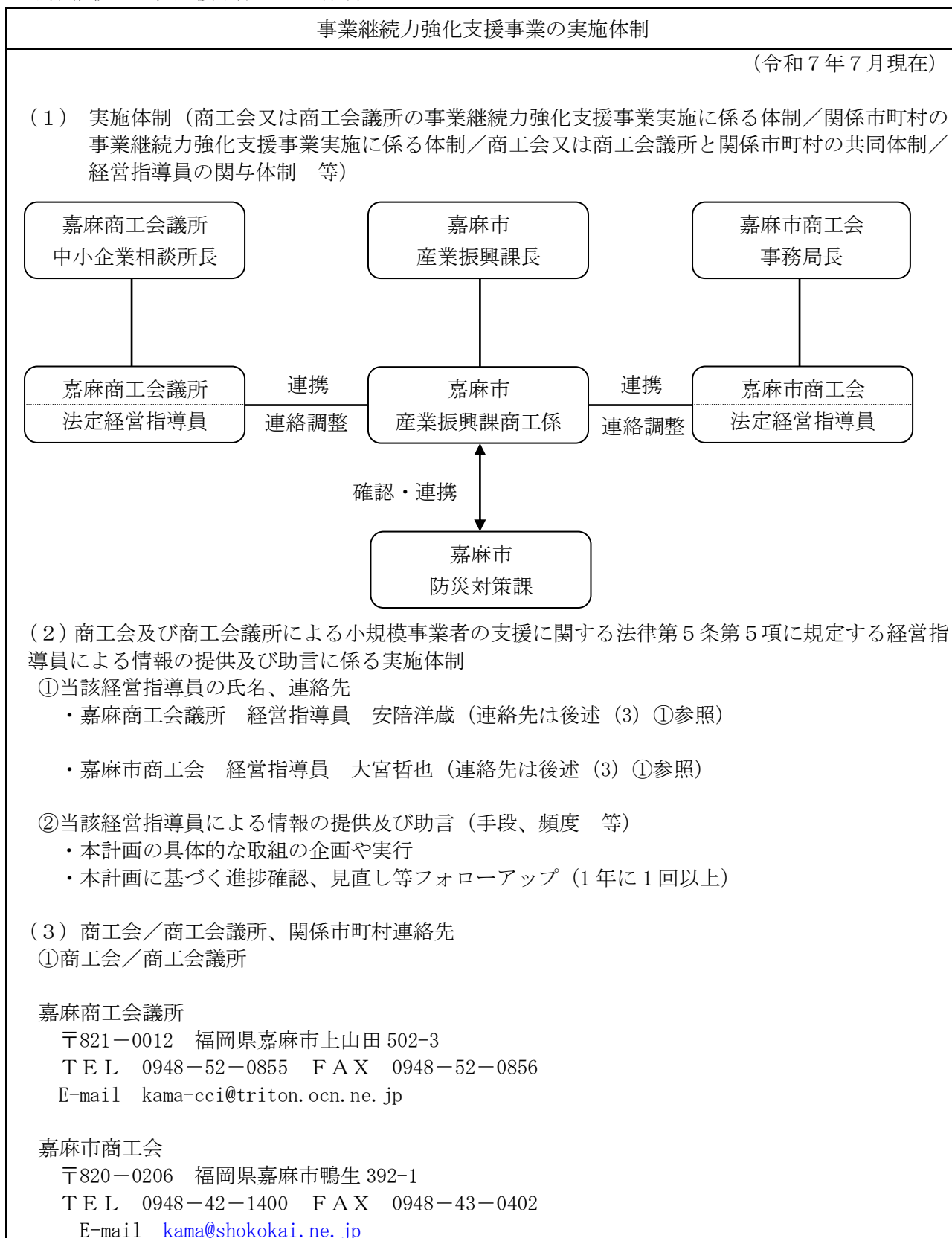
- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

嘉麻市 産業振興課 商工係
 〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180-1
 T E L 0948-42-7450 F A X 0948-42-7096
 E-mail shoko@city.kama.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	320	320	320	320	320
専門家派遣費	50	50	50	50	50
連絡会運営費	20	20	20	20	20
セミナー開催費	50	50	50	50	50
チラシ等作製費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

福岡県補助金、嘉麻市補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

